



広島国道事務所からの
お知らせ

①令和5年12月 5日16:00解禁
②令和5年12月12日16:00解禁

令和5年11月30日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

違反車両を撲滅して安全な道路を！ ～一般国道2号で特殊車両の指導取締を実施します～

広島国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指し、今年度12～13回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

- 実施日時 ①令和5年12月 5日(火) 14:00～16:00
②令和5年12月12日(火) 14:00～16:00
※雨天等により指導取締を延期する場合があります。

- 実施場所 ①一般国道2号(上り) ^{おおたけ}大竹車両計量所
(^{おおたけ}大竹市黒川一丁目地内:別紙1-1 参照)
②一般国道2号(下り) ^{さいじょう}西条管理所
(^{ひがしひろしま}東広島市西条町下三永:別紙1-2 参照)

- 協力機関 ①広島県警察本部 交通機動隊
②広島県警察本部 東広島警察署

- 指導取締内容 「通行許可書」又は「回答書※」の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います(別紙2参照)。
※ 特殊車両通行確認制度において通行可能な経路として発行された回答書。

- 取材対応 報道解禁は、指導取締終了時刻 16:00以降とします。
※取材される際は、事前に下記問い合わせ先【取締担当】へご連絡をお願いします。
※現地では、担当者の指示に従ってください。
※指導取締中のカメラ取材は可能です。



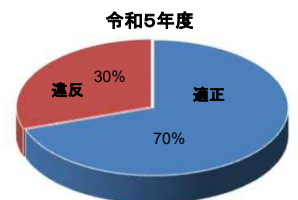
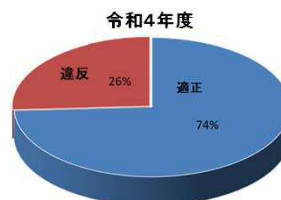
車両の引き込み(広島県警の協力で実施)



車両の寸法計測

指導取締実施結果

	取締台数	違反台数	うち 措置命令
令和4年度(15回)	66	17	5
令和5年度(10回)	43	13	0



対象車両の約3台に1台が違反

※「特殊車両通行許可制度」については別紙3、「特殊車両通行確認制度」については別紙4をご参照ください。

(問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

副所長(管理) 亀岡 敬和 (かめおか のりかず)

【取締担当】 管理第一課長 早見 昌幸 (はやみ まさゆき)

TEL (082) 281-4134 FAX (082) 286-7901

○広島国道事務所ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>



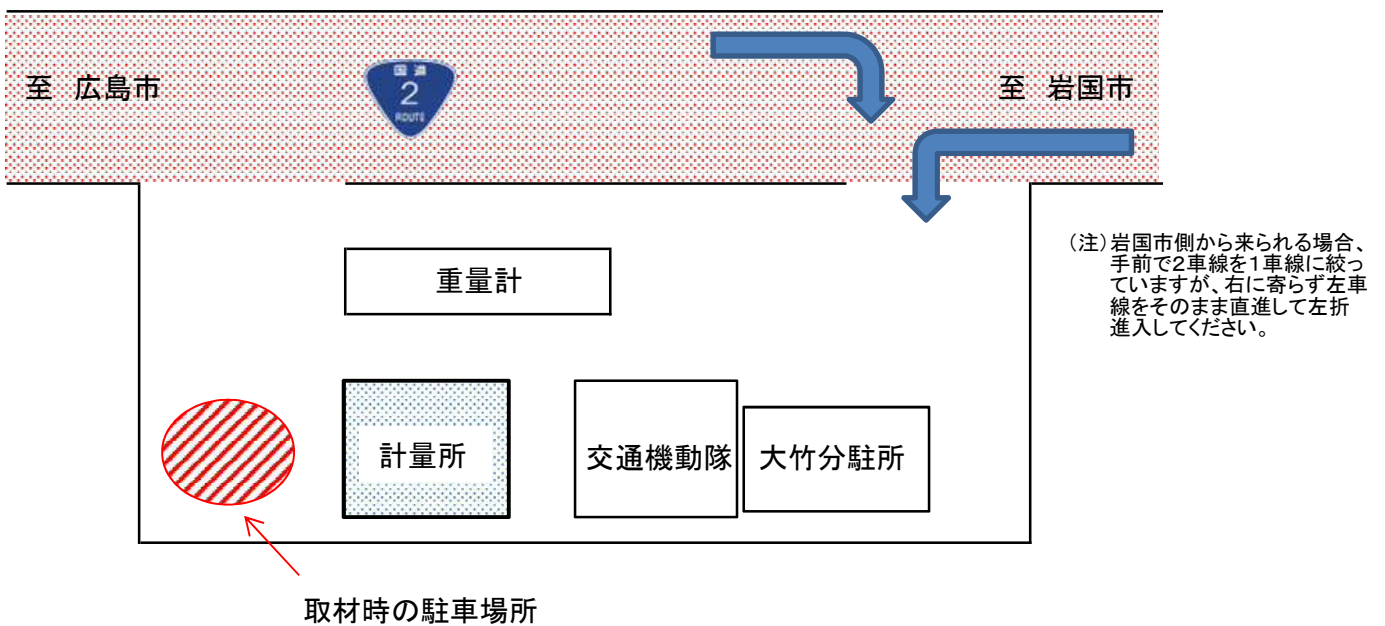
広島国道事務所HP

取締箇所(大竹車両計量所) 12月 5日(火)14:00~16:00 実施

1 位置図



2 詳細図



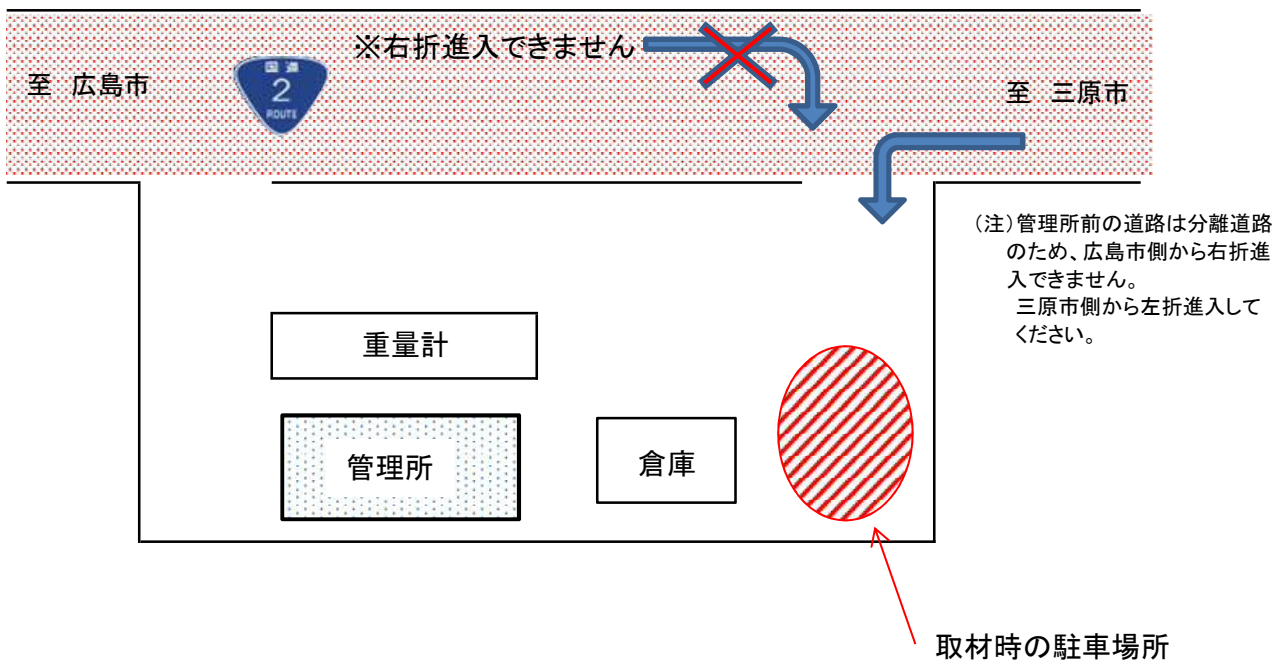
取締箇所(西条管理所) 12月12日(火)14:00~16:00 実施

1 位置図

至高屋JCT・IC



2 詳細図



指導取締の実施状況



広島県警との協力で該当車両を引込



運転手に通行許可書の提示要請、目的地等の聴取

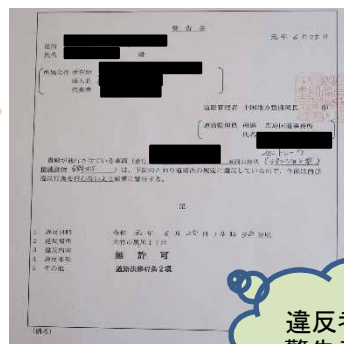
通行許可書(通行経路、通行条件等)の確認
※右はタブレット(電子データ)による許可書の確認



車両の寸法計測



車両の重量計測



違反者には、警告書を発出

道路構造に影響を与えるような重大な違反に対しては、積載物の軽減、走行中止等の措置命令を行う場合もあります

令和元年度には、重量超過の車両2台に対し、積載物軽減の措置命令を行いました。



減載前

許可総重量34.99tに対し、実際には13.64t超過の総重量 48.64tで通行していた車両に対し、積載物の軽減を命じ、現地で積み替えするまで走行を中止させました。

【令和元年9月5日
大竹車両計量所】

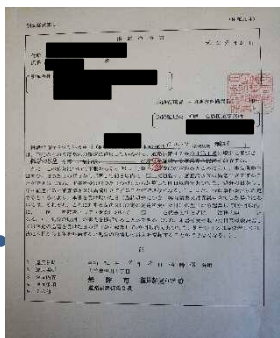


減載後

現地にて積荷の積み替え



措置命令書を発出

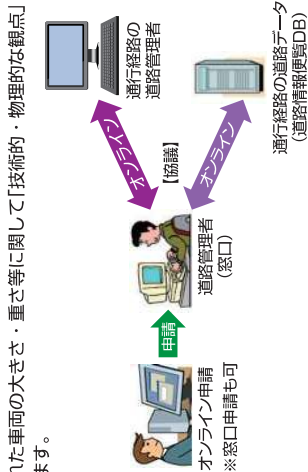


「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。

● 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を届け付けた道路管理者(例えば国道事務所)を一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。

● 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願います。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- > 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士で代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- > 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- > 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の違反走行に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



荷主の関与

違反走行

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html	全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html	特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000086.html



国土交通省
中国地方整備局

ホームページアドレス: <https://www.cgr.mlit.go.jp>
広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

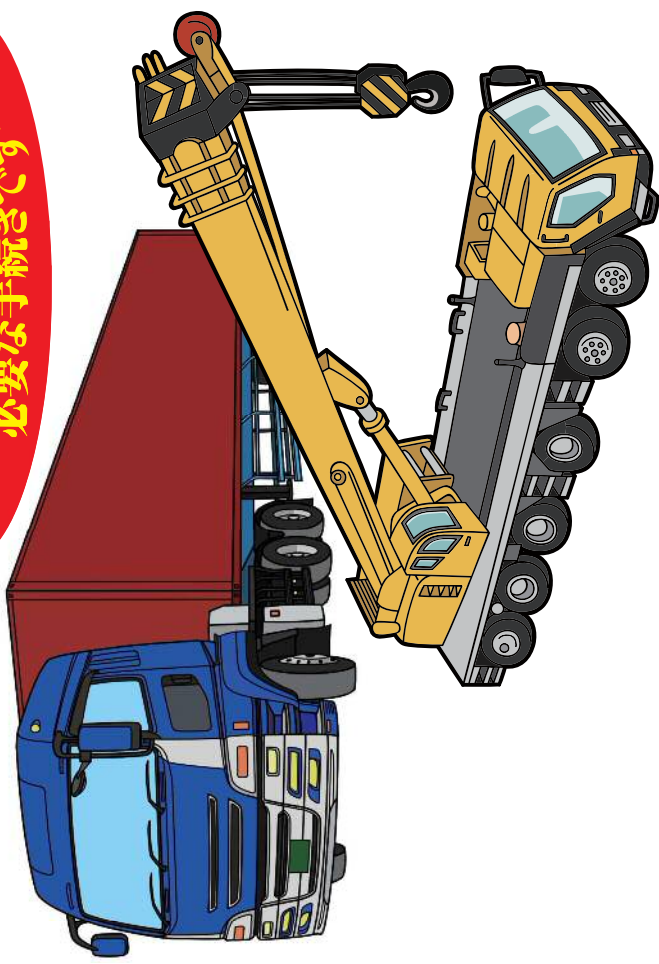
荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？

道路法に基づき定められた必要な手続きです



(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

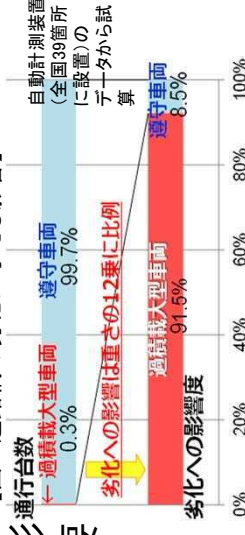
背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両[※]が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

⇨ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

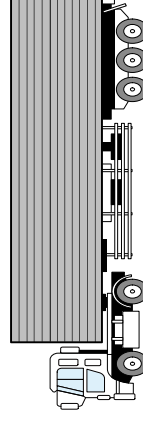
なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

27t

27t



レッドカード条件:「総重量54t以上」

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

※なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われます。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合においては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります!



従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。



「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路*であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索**して、**即時に複数の通行可能経路**が示されます。

*道路情報便覧の収録道路

車両の登録

単車
トラック
トレーラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い

車両1台あたり

5,000 円 (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

経路の確認

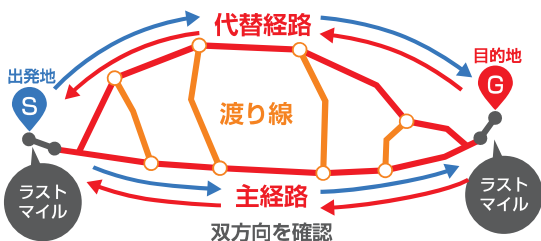
1 登録車両から、車両を選択

2 積載貨物情報を登録

3 出発地及び目的地の情報を入力

A 2地点双方向2経路検索

2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認

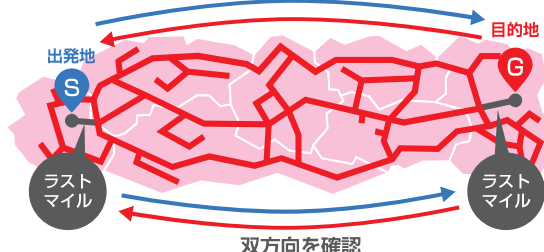


※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

B 都道府県検索

都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600 円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり (1都道府県あたり) **400 円**

電子データで「回答書」の交付 (1年間有効)

通行

- ① 通行時 回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))
- ② 通行後 ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

利用にあたっての主な要件

- **検索が可能な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。**
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- **車両にはETC2.0車載器の装着・登録が必要です。**
⇒通行経路の確認に利用します。
- **積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。**
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



乗務記録	
貨物重量	○トン
荷積	○月○日○時 A工場
荷卸	○月○日○時 B倉庫

1年保存

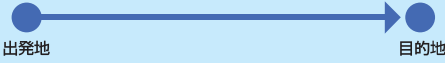

①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。
例：石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、型式が明らかな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記録されているもの。)

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路[片方向]ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録(一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円(10kmごと)
通行経路の許可期間/有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。

※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL: 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日9:00 ~ 17:30)

URL: <https://www.tks.hido.or.jp> メール: hido-tks-info@tks.hido.or.jp

